

2011年1月28日

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

**【新商品】変額個人年金保険(年金原資保証型2010)
「ダブルアカウント」の販売をソニー生命のライフプランナーを通じて2月1日より開始**

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社(代表取締役社長:荒川 繁、以下「ソニーライフ・エイゴン生命」)は、変額個人年金保険(年金原資保証型2010)「ダブルアカウント」の販売を、ソニー生命保険株式会社(代表取締役社長:於久田 太郎、以下「ソニー生命」)のライフプランナー(*1)によるコンサルティングを通じて、2011年2月1日より開始いたします。

年金保険のエキスパートとしてお客様へ質の高い年金保険・サービスを提供し、顧客信頼度ナンバーワンを目指すソニーライフ・エイゴン生命は、ソニー生命を通じて販売を開始することで、多様なお客様のニーズにお応えしてまいります。

<商品の概要>

◆**ダブルアカウント(変額個人年金保険 年金原資保証型 2010)**

「ダブルアカウント」は運用成果を逃さず確保しながら、年金原資額および死亡給付金額として基本給付金額(一時払保険料)が最低保証された変額個人年金保険です。

この保険では判定期間中に積立金額が一時払保険料の105%に到達するたびに、運用成果をより高い収益性を目指した特別勘定で積極的に運用することができる「積極運用コース」と、運用成果額としてお受け取りいただける「運用成果受取コース」のいずれかを、ご契約時にご選択いただきます。

「運用成果をしっかりと、ふやしたい」「運用成果をしっかりと、受け取りたい」というお客様のニーズにお応えするだけでなく、基本給付金額(一時払保険料)の最低保証によって「払い込んだ資金が減ってしまう」という不安をお持ちのお客様にも安心してご加入いただくことができる商品です。(詳細は別紙をご参照ください。)

(*1)「ライフプランナー」はソニー生命の登録商標です。

以上

変額個人年金保険(年金原資保証型2010)「ダブルアカウント」の商品概要

「ダブルアカウント」は運用成果を逃さず確保しながら、年金原資額および死亡給付金額として基本給付金額(一時払保険料)が最低保証された変額個人年金保険です。

1.特徴

ポイント
1

年金原資と死亡給付金の 最低保証があるので安心です。

運用実績が不調な場合でも、年金原資額および死亡給付金額は基本給付金額(一時払保険料)が最低保証されます。
ご注意▶解約返戻金に最低保証はありません。

ポイント
2

「積極運用コース」と「運用成果受取コース」の いずれかを選択できます。

ご注意▶ご契約時に選択されたコースは、ご契約後に変更することができません。



運用成果をより積極的に運用できます

積立金が判定期間中に基本給付金額の105%に到達するたびに、運用成果額を、高い収益性を目指した特別勘定に自動的に移転します。

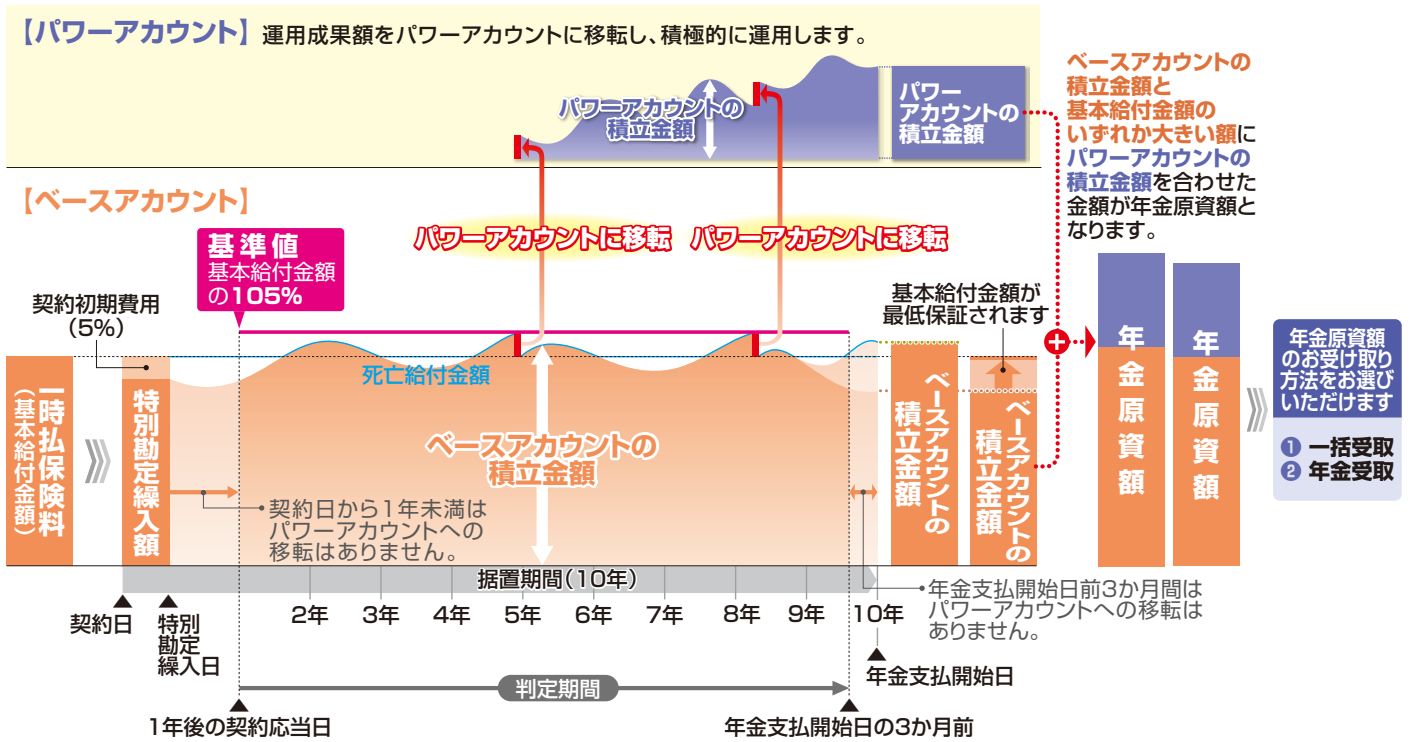


運用成果を受け取る楽しみがあります

積立金が判定期間中に基本給付金額の105%に到達するたびに、運用成果額を、お受け取りいただくことができます。

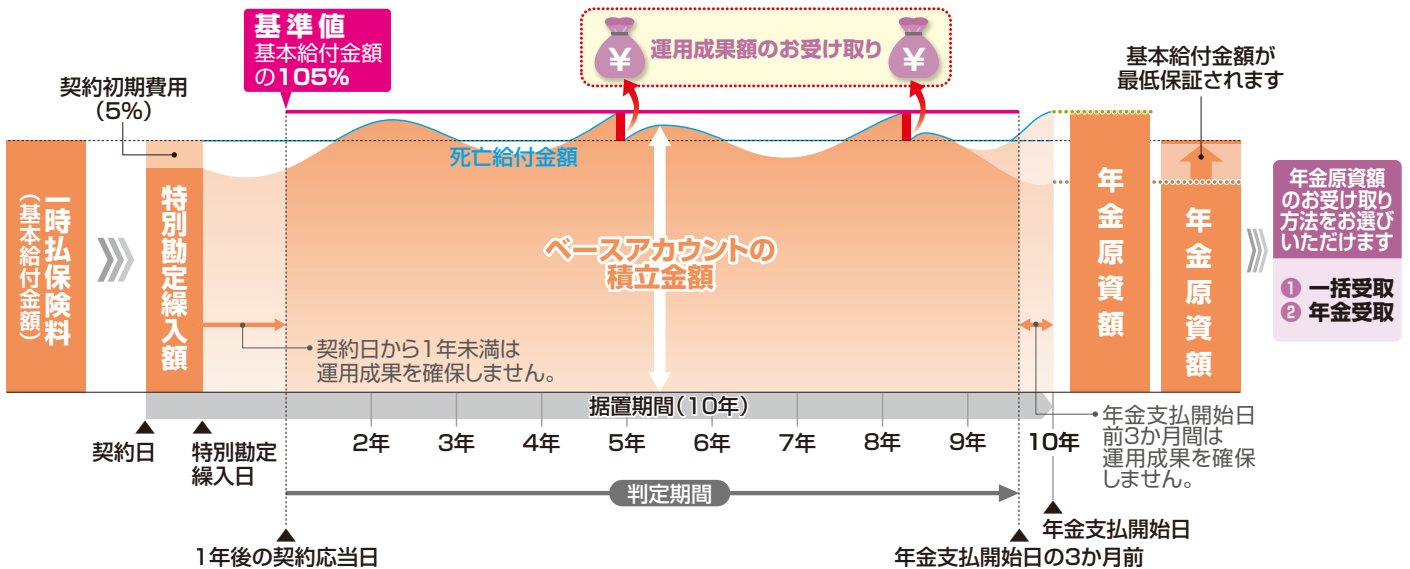
2.しくみ図(イメージ図)

(1) 積極運用コース



※このイメージ図は将来の運用実績および積立金額や死亡給付金額等を保証するものではありません。実際の積立金額、死亡給付金額等は運用実績によって変動します。

(2) 運用成果受取コース



※このイメージ図は将来の運用実績および積立金額や死亡給付金額等を保証するものではありません。実際の積立金額、死亡給付金額等は運用実績によって変動します。

3.特別勘定

■ ベースアカウント

- ベースアカウントとは、お払い込みいただいた一時払保険料から契約初期費用(5%)を差し引いた額を繰り入れる特別勘定です。ベースアカウントの積立金額は運用実績により、毎日変動します。

特別勘定名称	バランス型20(4A-2)
対象となる投資信託	ステート・ストリート4資産インデックスバランスVA(20/80) <適格機関投資家限定>
特別勘定の運用方針	この投資信託は、日本、米国、EMU(欧州経済通貨同盟)加盟国の株式、上場投資信託証券、公社債や短期金融商品および日本、米国、EMU加盟国の取引所に上場する株価指数先物取引や債券先物取引への分散投資を図り、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、外国株価指数先物取引や外国債券先物取引を行った場合は、各先物取引の買建玉の時価総額から売建玉の時価総額を控除した額、つまり実質的な外貨建て資産の時価総額程度の外貨建て短期金融商品等に投資を行うものとします。
資産運用関係費用※1	年率0.1575%(税抜年率0.15%)程度
運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

資産種類	ベンチマーク	組入比率
国内株式	TOPIX (東証株価指数、配当込み)	<p>組入比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内債券 (バークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物(Alt)インデックス) 64% 国内株式 (TOPIX) 12% 海外債券 (バークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物(Alt)インデックス) 8% 海外債券 (バークレイズ・キャピタル 米国10年国債先物インデックス) 8% 海外株式 (S&P500インデックス) 4% 海外株式 (ユーロ・ストックス50インデックス) 4%
海外株式	S&P500インデックス (配当込み、円ベース)	
	ユーロ・ストックス50インデックス (配当込み、円ベース)	
国内債券	バークレイズ・キャピタル日本10年国債先物 (Alt)インデックス	
海外債券	バークレイズ・キャピタル米国10年国債先物 インデックス(円ベース)	
	バークレイズ・キャピタル・ユーロ・ドイツ10年 国債先物インデックス(円ベース)	

※1 ベースアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資信託の信託報酬を記載しております。このほか、信託財産留保金や信託事務の処理等に要する諸費用、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

■ パワーアカウント

- パワーアカウントとは「積極運用コース」をご選択いただいた場合、判定期間中にベースアカウントの積立金額が基本給付金額の105%に到達するたびに、基本給付金額を超える部分を運用成果額として移転する特別勘定です。

ご注意▶ ベースアカウントとパワーアカウントでは運用対象とする投資信託が異なりますので、運用実績の変動(増減)も異なります。また、パワーアカウントの積立金額は、運用実績により毎日変動するため、移転した運用成果額は最低保証されません。

特別勘定名称	アグレッシブ型(4A-3)
ファンド名	ステート・ストリート4資産インデックスバランスVA50 <適格機関投資家限定>
特別勘定の運用方針	この投資信託は、日本を含む世界の先進国や新興国の株式を主要投資対象とするマザーファンドおよび日本を含む世界の先進国の公社債を主要投資対象とするマザーファンド、ならびに日本を除くアジア主要国の国債および公社債を主要投資対象とする外国投資信託証券に主として投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
資産運用関係費用※1	概算年率0.41%程度(税込)
運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

資産種類	主な投資対象とする投資信託	ベンチマーク	組入比率
先進国株式 ※2	ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド	MSCIジャパン・インデックス(円ベース)	<p>アジア成長国債券 25%</p> <p>先進国株式 25%</p> <p>新興国株式 25%</p> <p>先進国債券(日本除く) 20%</p> <p>先進国債券(日本) 5%</p>
	ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド	MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)	
新興国株式	ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)	
	ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド	NOMURA-BPI総合指数	
先進国債券	ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	
	アジア成長国債券	外国投資信託証券「ABF汎アジア債券インデックス・ファンド」	

※1 パワーアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資信託の信託報酬年率0.3675%(税抜年率0.35%)程度に、外国投資信託証券において別途受領する運用報酬と信託報酬の概算額を加算した実質的な費用を記載しております。このほか、信託財産留保金や信託事務の処理等に要する諸費用および監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

※2 先進国株式における各投資信託の基本配分比率は、MSCIワールド・インデックスの国別比率に基づきます。

■ 特別勘定の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映します。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりとします。ただし、将来変更されることがあります。
 - ▶ 有価証券については時価評価するものとし、それ以外の資産については原価法で評価します。
 - ▶ デリバティブ取引については、時価評価するものとし、その評価差額は損益に計上するものとし、
 - ▶ 外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとし、

4.主な取扱い条件

契約年齢(被保険者のご契約時の年齢)	20歳～80歳	
一時払保険料(基本給付金額)	200万円～5億円(1万円単位) ※同一被保険者で、ソニーライフ・エイゴン生命の定める個人年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの一時払保険料を通算し、5億円を超えることはできません。	
保険料払込方法	一時払のみ	
据置期間	10年	
年金種類	確定年金または保証金額付終身年金	
年金支払開始年齢 (被保険者の年金支払開始日の年齢)	確定年金	30歳～90歳
	保証金額付終身年金	50歳～90歳
年金支払期間	確定年金	5年～40年(5年単位) ※最終の年金支払日における被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。
	保証金額付終身年金	終身

ご注意▶上記のほか、具体的なご契約の内容につきましては、意向確認書兼適合性確認書により、お客さまのご意向を確認させていただいたうえで、「契約申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、「契約申込書」にて、必ずご確認ください。

5.付加できる特約

名称	概要
遺族年金支払特約	死亡給付金または死亡一時金を一括でのお支払いに代えて、その全額または一部を年金形式でお支払いする特約です。 年金の種類は確定年金となり、年金支払期間を5年～40年(5年単位)でご指定いただけます。

6.その他ご注意いただきたい事項

投資リスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、積立金額、将来の年金額、死亡給付金額および解約返戻金額等が変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定の資産運用には、株式や債券の価格や為替の変動等にもなう、株価変動リスク、債券価格変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替リスク、デリバティブ取引のリスク等の投資リスクがあり、運用実績によっては積立金額、解約返戻金額等がお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属することになります。
- この保険では、死亡給付金額および年金原資額について基本給付金額と同額が最低保証されます。ただし、ベースアカウントの積立金を一部解約された場合には、一部解約分の解約返戻金額および一部解約後の年金原資額の合計額が一時払保険料の額を下回る可能性があります。また、一時払定額年金に移行した場合、年金原資額および死亡給付金額は最低保証されませんので、お受け取りになる年金等の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。

諸費用について

この保険にかかる費用はご契約時にご負担いただく費用、据置期間中にご負担いただく費用、年金支払期間中にご負担いただく費用の合計額となります。

■ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	ご契約の締結等にかかる費用です。	一時払保険料に対して 5.0%	ベースアカウントへの繰り入れ前に、一時払保険料から差し引きます。

■据置期間中にご負担いただく費用

ベースアカウント

項目	目的	費用	時期
ベースアカウントの保険関係費用	ご契約の締結・維持等に必要費用、年金原資および死亡給付金を最低保証するための費用です。	ベースアカウントの積立金額に対して 年率 2.98%	ベースアカウントの積立金額に対して左記の年率の1/365日を乗じた額を毎日のベースアカウントの積立金から差し引きます。
ベースアカウントの資産運用関係費用 ※1	ベースアカウントの運用に関わる費用で、ベースアカウントで主に利用する投資信託の信託報酬等が含まれます。	ベースアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産に対して 年率 0.1575% (税抜年率0.15%)程度	ベースアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産から左記の年率を日割りで乗じた額を毎日差し引きます。

※1 ベースアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資信託の信託報酬を記載しております。このほか、信託財産留保金や信託事務の処理等に要する諸費用、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

パワーアカウント

積極運用コースを選択された場合、パワーアカウントに対して、下表の保険関係費用および資産運用関係費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
パワーアカウントの保険関係費用	パワーアカウントの維持等に必要な費用です。	パワーアカウントの積立金額に対して 年率 0.50%	パワーアカウントの積立金額に対して左記の年率の1/365日を乗じた額を毎日のパワーアカウントの積立金から差し引きます。
パワーアカウントの資産運用関係費用 ※2	パワーアカウントの運用に関わる費用で、パワーアカウントで主に利用する投資信託の信託報酬等が含まれます。	パワーアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産に対して 概算年率 0.41% 程度(税込)	パワーアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産から左記の年率を日割りで乗じた額を毎日差し引きます。

※2 パワーアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資信託の信託報酬年率0.3675% (税抜年率0.35%)程度に、外国投資信託証券において別途受領する運用報酬と信託報酬の概算額を加算した実質的な費用を記載しております。このほか、信託財産留保金や信託事務の処理等に要する諸費用および監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

■年金支払期間中にご負担いただく費用

一時払定額年金への移行による年金支払を行う場合および遺族年金支払特約による年金支払を行う場合を含みます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費用	年金のお支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して 年率 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に保険料積立金から差し引きます。

このニュースリリースは「ダブルアカウント」の概要をご説明するものです。「ダブルアカウント」のご検討・お申込みの際しましては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。